

令和6年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

番号	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
1	1. 対象者について 国籍、年齢、性別の制限はありますか。	制限はありませんが、岡山県内に居住又は対象期間内に居住予定（住民票に記載）である必要があります。	公募要領P1,2
2	1. 対象者について 起業者が公募開始日より前に開業または法人等を設立した場合は、対象となりますか。	令和6年4月1日以降に開業又は法人等を設立した場合であれば対象となります。	公募要領P1
3	1. 対象者について 既存事業の経営者は対象となりますか。	既存事業とは異なる新たな事業を実施する方は対象となります。ただし、既存事業の単なる延長であるとみなされる場合や、分社化・支店の設立とみなされる場合は対象となりません。また、すでに個人事業主として事業を営まれている方が、別事業で新たに個人事業主として開業する場合は対象となりません。 なお、既存事業の経営者は、事業計画書に既存事業と新たな事業との違いを記入してください。	公募要領 P1、2 様式第1号別紙1-1
4	1. 対象者について 既存事業の経営者が対象となる具体例はどのような場合ですか。	【対象者（起業者）】 ・個人事業主が新たな事業を実施するため新たに法人等を設立する場合 ・既存法人等の役員が新たに法人等を設立する場合 ・既存法人等の役員が新たに個人事業を開業する場合 【対象者（事業承継者）】 ・個人事業主が新たに法人等の代表者に就任する場合 ・既存法人等の役員が別の法人等の代表者に就任する場合 ・既存法人等の役員が、別で個人事業を廃業する者の屋号、ノウハウ等経営資産を引き継いで新たな事業を実施する場合 【対象者（第二創業者）】 ・個人事業主及び法人の2つの代表である個人事業主が、自身で代表を務める法人等において新たな事業を実施する場合 ・法人等の役員が、自身で代表を務める別の法人等において新たな事業を実施する場合	公募要領 P1、2 様式第1号別紙1-1
5	1. 対象者について 第二創業者とは具体的にどのような者を指しますか。	事業者が既存事業とは異なる新事業・新分野に進出することで、経営刷新を図ること等を指します。	公募要領 P1
6	1. 対象者について 共同経営者は対象者となりますか。	対象者と申請者（代表者）は、同一の1名のみとするため、共同経営により代表者が2名の場合は対象となりません。	公募要領 P1

7	1. 対象者について	5年以内に代表者が変更または廃業となった場合は対象となりますか。	対象事業終了後、5年間は事業状況の報告が必要となっています。代表者の変更は、対象事業の継続が前提であれば問題ありませんが、事前に事務局への手続きが必要です。 また、廃業する場合及び対象事業により取得した財産の処分等を行う場合は、事前に事務局への手続きが必要です。	公募要領 P19 様式第8号
8	1. 対象者について	県外在住者で岡山県へ住民票の住所を移す前に、岡山県内で開業又は法人等を設立した場合は対象となりますか。	対象期間内(R6.4.1~12.31)に岡山県内に居住し、岡山県内で事業を実施した場合は対象となります。ただし、法人等の場合は代表者の住所が岡山県内であることが履歴事項全部証明書で確認できる必要があります。個人事業主の場合は、変更届等で岡山県内の住所・事業所であることを確認できる必要があります。	公募要領 P1,2
9	1. 対象者について	住民票の住所と現住所が異なっている場合、申請書にはどちらの住所を記載すればよいですか。	申請書等には住民票の住所を記載してください。その上で、現住所を確認できる書類（免許証等のコピー）を添付してください。	公募要領 P2
10	1. 対象者について	任期満了となった地域おこし協力隊員は対象となりますか。	他に優先して利用できる補助制度がない場合は対象となります。	公募要領 P3,4
1	2. 対象事業について	社会的事業の「社会性」とは、具体的にどのようなものになりますか。	事業予定地の市町村が抱えている共通の地域課題を解決する事業のことを指します。当該市町村の総合計画等を参考にし、課題発生の背景や現状の認識を踏まえている必要があります。なお、社会性を判断する際、事業予定地の市町村に申請者の事業内容を照会します。	公募要領 P2,17
2	2. 対象事業について	社会的事業の「必要性」とは、具体的にどのようなものになりますか。	社会的事業の「社会性」に加えて、事業予定地の市町村または商圏内で、同様のサービスが無い、または不十分である事業のことを指します。	公募要領 P2,17
3	2. 対象事業について	農業は対象事業となりますか。	農業・漁業・林業等の第一次産業は対象外です。	公募要領 P3
4	2. 対象事業について	6次産業化のような、一次産業に加えて製造加工、サービス販売も行う場合は対象となりますか。	対象となりますが、第一次産業に係る事業の経費は支援の対象外となります。	公募要領 P3
5	2. 対象事業について	フランチャイズチェーンは対象事業となりますか。	対象者及び対象事業に対する要件を満たす場合は対象事業となります。	-
6	2. 対象事業について	他の補助金制度等との重複利用はできますか。	本支援金の原資である「国の地方創生関連予算」と重複していない場合は、利用できる可能性があります。その場合は、事業計画書にその名称及び交付元団体を記入してください。また、他の補助金制度等の事務局にも重複利用の可否を確認してください。 なお、令和7年度以降、他の補助金制度等の利用は問題ありません。	公募要領 P3,4 様式第1号別紙1-2
7	2. 対象事業について	事業承継者、第二創業者の要件となっている「主たる事業」とは具体的にどのような事業を指していますか。	「主たる事業」とは既存事業より年間売上高が多い事業のことを指します。申請時に申請書に記載する事業計画の売上高が、5年後までに既存事業のそれを超える計画である必要があります。 【例】 主たる事業に該当：既存事業の売上高：100万円/年 新規事業の売上高：150万円/年 主たる事業に該当しない：既存事業の売上高：100万円/年 新規事業の売上高：80万円/年	公募要領 P1,2

8	2. 対象事業について	これから取り組むべきSociety 5.0の例示はありますか。	<p>サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）の実現に向けた事業のことを指します。</p> <p>【Society5.0が目指す社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Iotで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生まれる社会 ・AIにより、多くの情報を分析するなど面倒な作業から解放される社会 ・少子高齢化、地方の過疎化などの課題をイノベーションにより克服する社会 ・ロボットや自動運転車などの支援により、人の可能性が広がる社会 <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなモビリティサービスによる観光促進等 ・ドローン等による空の配送インフラの整備 ・飲食店等のオートメーション化 ・在宅介護のモニタリングシステム ・モニター等による医療や教育の多言語対応 等 	公募要領 P4
1	3. 対象事業について	対象となる経費の支払いに期間の制限はありますか。	<p>交付決定通知日以降に契約・発注し、対象期間内に支払いを完了した経費が対象となります。</p> <p>なお、店舗等借料、借料の場合は、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った対象期間分の費用は対象となります。</p>	公募要領 P4,6,7,11 様式第1号別紙1-2
2	3. 対象事業について	交付申請書の提出時に見積書の提出は必要となりますか。	<p>固定資産に該当する設備費及び第三者と契約を交わす外注費・委託費・共同研究費の経費費目のみ、事前に詳細を確認する必要があるため、交付申請書の提出時に見積書の提出が必要です。</p> <p>なお、実績報告書の提出時には、全ての経費費目の見積書の提出が必要となります。また、見積額が10万円（税抜）以上になる場合の業者選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要になり、1者からしか見積を取ることができない場合は「業者選定理由書」の提出が必要となります。</p>	公募要領 4,6,8,9,10,14
3	3. 対象事業について	顧客用や従業員用の駐車場の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。	顧客用は対象経費となりますが、従業員用の駐車場の賃借料は対象となりません。	公募要領 P5
4	3. 対象事業について	知人が所有する不動産の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。	不動産業者から不動産を賃借する場合は対象経費となります。本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る賃借料は対象となりません。	公募要領 P5
5	3. 対象事業について	中古品の購入・レンタル費用は対象経費（設備費・借料）となりますか。	中古品は対象となりません。	公募要領 P5,6
6	3. 対象事業について	DIYのための工具等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。	汎用性（持ち運びができ、他の目的に使用が可能等）が高く、対象事業以外にも使用可能なものの場合は対象となりません。	公募要領 P5,6

7	3. 対象事業について	車両の購入費用は対象経費(設備費)となりますか。	<p>車両の購入費用は原則として対象外です。ただし、例外として移動用販売車(キッチンカーもしくは移動スーパー用の車両)、もしくはリフトやスロープを備えた車イス移動車(介護タクシー)の2種類のみ対象になります。</p> <p>これらの場合でも、対象事業以外には使用できないことが明確であるものに限られます。</p>	公募要領 P5
8	3. 対象事業について	中古のシャーシに新品の架台を取り付けた架装車体は対象経費(設備費)となりますか。	<p>対象期間に発注から納品、支払いまで完了できる場合、架台部分(取付費用等を含む)のみ対象となります。この場合、車両自体を改装し、対象事業以外には使用できないことが明確であり、かつ耐用年数までの使用が担保できる場合のみ対象となります。</p> <p>なお、耐用年数の期間内に故障などの理由により処分等を行う場合は事前に岡山県への承認手続きが必要となります。さらに、残存価格がある場合には、これに対する支援金相当額を岡山県に返還していただくこととなります。</p>	公募要領 P5,6
9	3. 対象事業について	厨房機器・食器・作業台等の購入費用は対象経費(設備費)となりますか。	<p>汎用性(持ち運びができ、他の目的に使用が可能等)が高く、対象事業以外にも使用可能なものは対象となりません。</p> <p>【対象外経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち運び可能なもの(カメラ、携帯電話、調理器具食器、テーブル、イス、作業台、商品棚等) ・汎用性があるもの(冷蔵庫、電子レンジ、エアコン等) <p>※冷蔵庫、エアコン等汎用性のあるものについて、設置場所を確認の上、汎用性が低く対象事業の業務としてのみ使用することが明確であれば対象となる場合があります。</p>	公募要領 P5,6
10		デスクトップPC等「端末機器」の「対象経費上限額」及び「対象上限数」の考え方を教えてください。	<p>「対象経費上限額」とは、支援金の算定基礎となる金額になります。対象経費上限額である15万円のデスクトップPC等を購入した場合、これに対する支援金の額は7万5千円になります。</p> <p>また、「対象上限数」は「端末機器」のカテゴリ全体で代表者及び従業員の人数分までの台数となります。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者及び従業員の人数：5人 ・対象上限数：デスクトップPC×3台、iPad×2台(端末機器のうち人数分が上限) ・対象経費上限額：15万円×3台+10万円×2台=65万円 ・支援金の額：65万円×1/2=32万5千円 <p>なお、1台当たりの単価が対象経費上限額を超過していても問題ありません。ただし、対象経費上限額まで査定されます。</p>	公募要領P6
11	3. 対象事業について	車両のリース料は対象経費(借料)となりますか。	<p>対象事業の実施に明確に必要な車両(営業用車両等)と特定できた場合は、対象経費となります。</p>	公募要領 P7

12	3. 対象事業について	店舗・事務所の開設に伴う工事費用は対象経費（外注費）となりますか。	外装工事費・内装工事費は対象経費となります。なお、建物の新築工事、建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等は対象となりません。	公募要領 P8,9
13	3. 対象事業について	名刺の作成費用は対象経費（広報費）となりますか。	対象事業にのみ係った広報費と限定できないため対象となりません。	公募要領 P9,10
14	3. 対象事業について	看板作成費用は対象経費（広報費）となりますか。	立て看板等は、継続的に使用でき、資産形成に関わる広報用の備品や設備となるため、対象となりません。	公募要領 P9,10
1	4. 申請について	申請方法を教えてください。	公募期間内に、事務局に提出書類をメールにより提出してください。なお、交付申請書（様式第1号）の申請者の押印は不要です。 また、該当者は、対象経費の見積書や取組内容（起業者、事業承継者、第二創業者）ごとに必要な添付書類をご提出ください。	公募要領 P14,15,16
2	4. 申請について	支援機関（商工会等）の伴走支援を受けることは申請条件となりますか。	申請条件ではありません。ただ、起業する上で必要な情報提供や事業計画書作成等の相談を受けることができますので、最寄りの支援機関（岡山県産業振興財団、商工会議所、商工会、金融機関等）による伴走支援を受けることを推奨します。	公募要領 P20 様式第1号別紙1-2

3	4. 申請について	事業計画書のページ数の増加や写真やグラフ等を使用してもいいですか。	ページ数は8ページ以内となります。必要に応じて追加で参考資料を添付することはできます。なお、申請された事業計画書等は、外部専門家による審査会の審査に用いるため、適宜、写真やグラフ等を使用して分かりやすく記載することを推奨します。	公募要領 P14・15
4	4. 申請について	事業に要する経費の額は400万円が上限となりますか。	経費の額に上限はありません。積算根拠に記載した経費は、審査結果により対象外経費となる場合もありますので、実際に事業に必要な経費の額を全て記載することを推奨します。ただし、経費の額が400万円を超える場合でも、起業支援金交付申請額は200万円が上限となります。	様式第1号別紙1-3